『※令和６年度の非常勤職員の募集に関しては、令和６年度予算成立の状況によって、募集の中止や採用の取り消しをする場合もありますので、ご了承ください。なお、令和６年度予算は、例年３月の門真市議会第１回定例会の議決を経て決定する予定です。』

|  |  |
| --- | --- |
| 職種/募集人数 | 栄養士　/　２人 |
| 職務内容 | 給食調理時間の衛生管理、アレルギー除去食の提供、食物アレルギー除去食の保護者への内容の連絡、確認、学校内会議・栄養士会議への出席等 |
| 任用期間 | 令和６年４月１日～令和７年３月31日 |
| 試用期間 | あり※任用１箇月は条件付採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。 |
| 受験資格 | 栄養士の資格を持っている人、パソコン操作ができる人 |
| 勤務日 | 月曜日～金曜日 |
| 勤務時間 | 通常　月・火・木・金曜日は午前８時30分～午後３時15分水曜日は午前８時30分～午後２時15分休憩45分間（無給）但し、年約40回栄養士会議出席のため延長勤務あり |
| 勤務場所 | 門真市教育委員会が指定する門真市立小・中学校 |
| 報酬等 | 時給1,262円費用弁償（交通費　上限：55,000円）、期末手当（※支給には一定の条件を満たす必要があります。） |
| 休暇 | 年次有給休暇、特別休暇、夏季学校閉庁日等※任用期間によります。 |
| 服務 | 地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 |
| 社会保険※加入には要件があります。 | 健康保険・厚生年金・雇用保険 |
| 兼業 | 原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業について報告する必要があります。 |

・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する者は受験することができません。

１　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　門真市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者